

## 「制度としての農協」 そのくびきからの解放



北海道大学名誉教授 太田原高昭先生が 8 月にご逝去された。日本協同組合学会、日本農業経済学会の会長を務めるなど、農協とともに半生を奉げた農協研究者の重鎮である。太田原先生が、最後に手掛けた著書「新・明日の農協」の中で、農協は自主自立の協同組合でありながら農政の補助機関であるという矛盾した存在。米政策を担ってきた農協が、いわゆる減反政策の廃止とともに規制改革会議の農協改革の提言は、農政にとっての農協の必要性が終わったとの認識から来たもの。農協にとっても一つの時代が終わったことは明らかで、政府の農協改革に対し、主体的な自己改革で対置するが、自主自立の協同組合として次の時代を展望する見取り図を得ることが自己改革を確かな基盤に置くことになるとしている。

今では太田原先生の遺言となってしまったが、その言わんとするところは、政治に依存することなく協同組合らしく共通の目的・目標に向かって組合員と共に悩みながら知恵を出し合い明日の農協を“共創”していくことではないか。当機構にも太田原先生の愛弟子が在籍しているが、太田原先生のご冥福をお祈りしつつ、協同組合の歴史を振り返り、原点を見つめて、現場課題を組織化していくことこそ協同組合であるとの認識を新たにしたい。(常務理事 浦野邦衛)

### 【地域開発部】

#### 主要農作物種子法の廃止について



平成 30 年 4 月 1 日施行により、「主要農作物種子法」が廃止されます。昭和 27 年、戦後の食糧増産という国家的要請を受けて成立した法律です。当機構も昭和 60 年から「主要作物在来品種保存活用事業」を立ち上げ、稲、雑穀の在来品種を収集・保存し、平成元年には長野県原種センターへ遺伝資源としての種子を移管した機縁があります。

米・麦・大豆は食糧の安定確保にとって重要な品目であり、「奨励品種制度」「種子安定供給制度」「種子審査制度」等を柱に法律にもとづき、都道府県・JA が一体となって優良な種子の生産・普及を担ってきた歴史的経緯があります。

種子が農業の国家戦略・知財戦略物資であることは政府も認めているところですが、ここにきて『合理的理由のない規制は廃止する』として衆参両院もあつという間に通過して成立してしまいました。

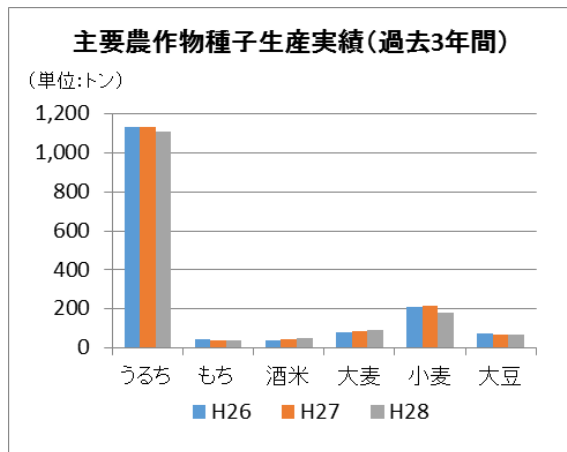
『種子の開発、供給に民間活力を活用するため、民間の種子事業参入を阻む「種子法」は廃止する』としたのです。

農水省の本年 5 月の説明会では“各県ごと育成してきた農作物種子に係る知見の民間事業者への提供は無償という意味ではなく契約にもとづくことを推奨する”“種子の品質確保は種苗法と農産物検査法で担保する”“都道府県に対する支援措置は地方交付税で確保する”“外国産種子の輸入を認めた訳ではなく国内生産を基本とする”と説明しています。

但し、「種子法」という根拠法がなくなり、今後予算をどう確保していくのかは各都道府県の判断に任せられます。

『産地間競争を勝ち抜いて育成された貴重な長野県の種子資源をどうするのか』

今後の対応に注目する必要があるようです。



## 【人材銀行局】

職場  
から

南信にお出でかけになる機会があれば是非、お立ち寄りください（その際は寮への事前予約をお願いします）

J A長野県ビル南信第2、3寮の寮母さん。

入寮者の食事の賄いをはじめ寮の清掃管理を住み込みで行っています。

### 【南信第2寮担当の柳田京子さん】

2015年7月より勤務しています。民間会社での寮母の経験もあり18名の寮生を受け持っています（入寮者は、信連、共済連、全農、農協直販、Aコープなどの系統職員です）。同じ敷地内にふたつの寮が併設しているのは良い面もあるが、微妙な部分もあるのかなと話されていました。



### 【南信第3寮の田村ふく江さん】

2008年4月から勤務しているベテランの寮母さんで、16名の寮生を受け持っています。限られた予算の中で食事には、バランスが取れるような献立を特に心掛けています。年度中途の休日での入寮者の対応もあり、何かと用事が多い仕事だと話されていました。



双方の寮とも、毎週木曜日がカレーの日になっていて、それぞれの寮母さんが作る美味しいカレーを楽しみにしている寮生も多いそうです（お泊り際には、どうぞ期待・・・）

なお、それぞれの寮には寮長、会計など寮生による自主組織があり、寮のスムーズな運営が図られています。

## 平成29年度派遣等職員研修会の開催について（キャリアアップの観点からも是非参加をお願いします）

- \* 日時：11月16日（木） 10時00分～
- \* 場所：J A長野県ビル 12B会議室
- \* 研修内容概要：リオ五輪シンクロナイズドスイミング銅メダリスト 箱山愛香講師及び日本年金機構長野南年金事務所、中央会、長野県農業協同組合健康保険組合による研修

## ～編集後記～

ハギ、キキョウ、クズ、フジバカマ、オミナエシ、オバナ、ナデヒコが秋の七草です。秋の七草は、食べて無病息災を願う春の七草と違い、直接何かの行事をするので無く、ただ眺めて楽しむ草花だそうです。

秋を代表する七つの草花。秋の山野を散策する機会がありましたら是非ご覧いただきたいものです。

皆様からの調査研究に関するお問い合わせや人材銀行への相談をお待ちしております。（Y）

<発行所>

一般社団法人 長野県農協地域開発機構

長野市大字南長野北石堂1177番地3 JA長野県ビル11階

TEL 026 (236) 3500 (代表) /FAX 026 (236) 3505